

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公開番号】特開2015-56255(P2015-56255A)

【公開日】平成27年3月23日(2015.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-019

【出願番号】特願2013-188092(P2013-188092)

【国際特許分類】

H 01 M 8/02 (2016.01)

H 01 M 8/12 (2016.01)

【F I】

H 01 M 8/02 E

H 01 M 8/02 Z

H 01 M 8/12

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

膜電極接合体の製造装置であって、

帯状の電解質膜シートの表面に電極が接合された帯状の膜電極接合体シートから前記膜電極接合体を裁断する裁断部と、

前記膜電極接合体の部分が切り抜かれた破材を挟持して搬送する上下一対の上側ローラーおよび下側ローラーを有する破材搬送ニップローラーと、

を備え、

前記上側ローラーは、

前記上側ローラーの表面が、前記上側ローラーの周方向に沿った少なくとも1つの溝によって複数のローラー表面部に区分されており、前記複数のローラー表面部のうち、一方の端部のローラー表面部が、前記下側ローラーとの間で前記破材の前記上側ローラーの中心軸方向の一方の端部の余白部を挟持し、他方の端部のローラー表面部が、前記下側ローラーとの間で前記破材の前記上側ローラーの中心軸方向の他方の端部の余白部を挟持するとともに、前記複数のローラー表面部が、前記下側ローラーの回転に従動して一体的に回転するように構成されている

ことを特徴とする膜電極接合体の製造装置。

【請求項2】

請求項1に記載の膜電極接合体の製造装置であって、

前記溝には、前記破材の前記上側ローラーへの巻き込みを規制するための巻き込み規制機構が設けられていることを特徴とする膜電極接合体の製造装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

図3(A)の左端のローラー表面部626aは、下側ローラー610の下側ローラー部614とともに、破材10Smeの余白X部をニップして送り出す。右端のローラー表面部626cは、下側ローラー610の下側ローラー部614とともに、破材10Smeの余白Y部をニップ(挟持)して送り出す。中央のローラー表面部626bは、余白Z部(図2)および裁断されずに残されたCCM等の部分をニップして送り出す。なお、以下では、各ローラー表面部626a, 626b, 626cを区別しない場合には、単に「ローラー表面部626」とも呼ぶ。